

Ⅱ 平成21年度予算概算要求のポイント

5つの安心プラン

厚生労働省関連予算 3,890億円(2,679億円)

○高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会 1,073億円(778億円)

○健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

1,119億円(639億円)

○未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

1,262億円(932億円)

○派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

442億円(331億円)

(注1) 義務的経費を除いて計上している。

(注2) 統合補助金等については、総額を計上している。

5つの安心プラン 主な課題の現状と21年度概算要求における対応

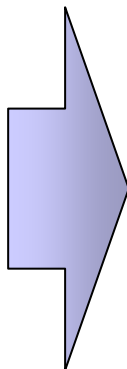
1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

1,073億円(20年度778億円)

知恵と経験豊かな意欲ある高齢者がいくつになっても安心して働ける社会の実現

[現状と課題]

- 高齢者雇用確保措置の確実な実施(特に中小企業)
 - ・ 高齢者雇用確保措置(現在は63歳まで)の実施状況
 - 大企業(301人以上) 98.1%
 - 中小企業(51~300人) 91.8%
- 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進
 - ・ 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合
○ 37%(H19) → 目標:50%(H22)
 - ・ 「70歳まで働ける企業」の割合
11.9%(H19) → 目標:20%(H22)
- 60歳代労働力率と見通し
 - 60~64歳男 70.9%(2006) → 96.6%(2030)
 - 65~69歳男 47.6%(2006) → 63.9%(2030)



[21年度概算要求における主な具体的施策]

- 高齢者雇用確保措置(65歳までの継続雇用)の確実な実施 26億円
 - ・ 事業主指導を重点的に行うとともに、事業主団体等による小規模事業主等に対する雇用確保措置の導入、内容の充実についての相談援助の支援
- 年齢にかかわらず働ける勤労環境の整備 135億円
 - ・ 65歳以上の雇入れや試行的雇用を行う企業に対する支援の創設《一部新規》
 - ・ 希望者全員について65歳以上まで雇用が確保される制度を導入する企業を支援
 - ・ 勤務時間の多様化、職域拡大・処遇改善等に取り組む企業への支援《一部新規》
- 多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進 470億円
 - ・ シルバー人材センターと地方公共団体が共同して「教育、子育て、介護、環境」の分野を重点に企画提案した事業の支援、シルバー人材センターにおける生活圏内での就業機会の確保、女性会員が魅力を感じる職域の拡大等の実施
 - ・ 地域の高齢者が集いそれぞれの得意分野を活かした地域貢献と相互交流促進の拠点となるふれあい広場(仮称)事業の推進(新たに交付金の対象事業に明示して推進)
(地域介護・福祉空間整備等交付金431億円の中で対応)

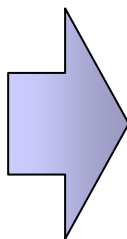
療養や介護が必要になっても住み慣れた地域や家庭で生活が送れる社会の実現

〔現状と課題〕

〔21年度概算要求における主な具体的施策〕

《医療・介護の必要な高齢者の地域生活の支援》

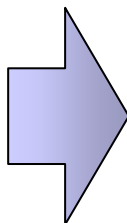
- 在宅療養の希望をかなえる体制整備の必要性
 - ・ 終末期の療養場所(日常生活が困難となり治る見込みがないと診断された時に最期まで療養したい場所)
自宅を希望する割合 22.7%(H15調査)
 - ・ 自宅で死亡した者の割合
12.2%(H18) [10年前(H8) 16.7%に比べて減少]
 - ・ 訪問看護の現状
事業所総数 8,341か所(H19) [前年比227か所減少]
平均利用者数(1事業所1か月当たり) 29.7人(H17)
(最多70.9人[宮城県]、最小5.0人[奈良県])
訪問看護ステーション看護職員数(1事業所当たり)
ニ 4.2人(訪問介護事業所の8.0人と比べて小規模)
- 認知症高齢者の増加
149万人(H14)→250万人(H27) [日常生活自立度Ⅱ以上]



- 訪問看護支援事業の実施 3.2億円
 - ・ 在宅療養の充実を図るため、広域対応訪問看護ネットワークセンターにおいて、訪問看護の請求事務等の支援等を実施し、訪問看護事業の効率化、規模の拡大を支援《新規》
- 認知症対策の総合的な推進 48億円
 - ・ 認知症疾患医療センターや地域包括支援センターへの医療・介護連携担当者の配置、就労支援を含めた若年性認知症に関する対策など、認知症の医療と生活の質を高める施策を総合的に推進
- 介護報酬等の見直し
 - ・ サービス提供体制の改革と介護従事者の人材確保に資する適切な介護報酬等の設定

《地域における介護基盤、ケア付き住宅の整備》

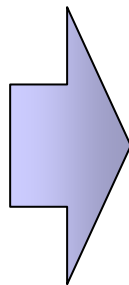
- 高齢者向け賃貸住宅の整備と急速な高齢化への対応
 - ・ 公営住宅219万戸(うち60歳以上世帯入居103万戸)
 - ・ UR賃貸住宅77万戸(うち65歳以上世帯入居26万戸)
 - ・ 高齢者向け優良賃貸住宅 2.6万戸
 - ・ 多摩ニュータウン等における急速な高齢化の進行
永山地区 入居当時(S48) 1% → 現在(H19) 20%
- 介護療養病床の円滑な転換
 - ・ 介護療養病床数 12万床(H18)
(H23年度末までに介護療養型老人保健施設等へ転換)



- 地域における介護基盤の整備
(地域介護・福祉空間整備等交付金431億円の中で対応)
 - ・ 国土交通省との連携による、地域福祉拠点としての公的賃貸住宅団地等の再整備(安心住空間創出プロジェクト)及びケア付き住宅の整備の促進
(国土交通省においても関連予算を要求)
 - ・ 入所者に配慮した介護療養病床の介護療養型老人保健施設等への転換整備の重点的な実施

《介護労働者の人材の確保》

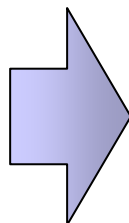
- 必要と見込まれる介護労働者数の増加
 - ・ 介護保険サービスに従事する介護職員の数
約112万人(H17) → 約140～160万人(H26)
- 高まる人手不足感
 - ・ 有効求人倍率(介護関連職種)
常用 1.14倍(H16)→2.10倍(H19)〔全職業0.97倍〕
パート2.62倍(H16)→3.48倍(H19)〔全職業1.30倍〕
- 高い離職率(特に正社員)と不十分な雇用管理の取組
 - ・ 訪問介護員・介護職員の離職率(H19調査)
全 体 21.6%〔全産業(H18)16.2%〕
うち正社員 20.0%〔全産業(H18)13.1%〕
 - ・ 離職率の高い事業所と低い事業所の二極化
≦ 10%未満 37.5% 30%以上 28.9%
 - ・ 能力や仕事ぶりを評価し配置や処遇に反映している事業所の割合 33.2%



- 潜在的有資格者等の参入支援と新たに福祉・介護に従事した者の定着の促進 50億円
 - ・ 介護福祉士等の潜在的有資格者に対する再就労のための研修の実施、巡回相談等による新たに従事した者へのフォローアップの実施、高校等と事業者が連携した進路指導の支援《新規》
- 介護労働者の確保・定着 110億円
 - ・ 大都市圏への「福祉人材ハローワーク(仮称)」の創設等による、潜在的有資格者等の掘り起こし、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等の実施(「福祉人材確保重点プロジェクト(仮称)」の推進)《新規》
 - ・ 介護業務未経験者の雇入れ等介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援の実施

《地域社会における生活支援・支え合いの構築》

- 増加する高齢者の単独世帯
 - ・ 65歳以上 387万世帯(2005) → 717万世帯(2030)
 - ・ 75歳以上 197万世帯(2005) → 429万世帯(2030)
- 孤立化し各種の生活リスクに対して脆弱な高齢者の増加
 - ・ 近所付き合いのない割合 1人暮らし 11.2%(H17)
(夫婦世帯では4.4%、またH14調査の8.9%に比べて増加)
 - ・ 新潟中越沖地震の死者 15人中12人が高齢者
 - ・ 自宅で死亡した一人暮らしの高齢者数(東京23区)
1,364人(H14) → 1,892人(H18)



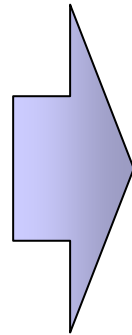
- 地域福祉の再構築
(セーフティネット支援対策等事業費補助金255億円の中で対応)
 - ・ 市町村が行う全戸訪問調査や要援護者マップづくり、相談窓口の一元化などの取組を支援し、高齢者等への虐待や孤立死の防止、災害時の要援護者対策等を推進

2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会 1,119億円(20年度639億円)

救急や産科・小児科医療など地域医療とその担い手を守り、国民の医療に対する不安を解消

[現状と課題]

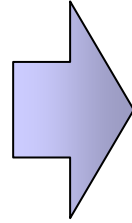
- 救急車による搬送人数の増加
325万件(H8) → 490万件(H18)
- 救急患者中の軽症者・高齢者の増加
 - ・ 救急車搬送患者中の軽症者の件数、割合
163万件[50%](H8) → 255万件[52%](H18)
 - ・ 救急車搬送患者中の高齢者の件数、割合
106万件[33%](H8) → 221万件[45%](H18)
- 小児二次救急医療機関患者中の軽症者割合
90.6%(来院患者総数9,777人のうち8,854人)(H14)
- 救急患者の病院受入れまでの所要時間の増加
 - ・ 救急車が病院に到着するまでの時間の増加
21.5分(H元) → 32分(H18)
 - ・ 救急車の受入先決定までに要した照会回数
4回以上:14,387件(H19)
- ドクターヘリの整備件数 16か所(H20予定を含む)



[21年度概算要求における主な具体的施策]

- 救急医療を担う医師の支援 41億円
 - ・ 救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当への財政的支援《新規》
- 救急医療の充実 85億円
 - ・ 小児初期救急センター等の運営支援《新規》
 - ・ 第二次救急医療を担う医療機関の運営に対する救急患者の受け入れ実績を踏まえた支援《新規》
 - ・ 第三次救急医療を担う救命救急センターの整備推進
- 管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援 38億円
 - ・ 平時から地域全体の医療機関の専門性について情報共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を振り分ける体制を整備《新規》
- 患者・家族対話の推進 5.9億円
 - ・ 住民に対する医療の公共性や不確実性に関する認識の普及、医療従事者と国民との間の相互理解の推進等地域における意見交換の場の設置《一部新規》
- ドクターヘリ導入の促進 21億円
 - ・ ドクターヘリ事業の推進により、早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図る

- 産婦人科医・産科医、分娩取扱施設の減少
 - ・ 医師数 11,264人(H8) → 10,074人(H18)
 - ・ 分娩取扱施設 3,991施設(H8) → 2,933施設(H17)
- 女性医師の増加と離職の防止
 - ・ 女性医師割合 13%(H8) → 17%(H18)
(25～29歳のみでは産婦人科73.1%、小児科50.1%)
 - ・ 卒後10年目の女性医師の就業率
76%(H10～16の平均)
 - ・ 院内保育の実施状況 2,754か所(病院全体の31%)



- 産科医療の確保 49億円
 - ・ 地域でお産を支えている産科医の手当への財政的支援《新規》
 - ・ 出生数の少ない地域における産科医療機関の運営などに対する補助
- 女性医師・看護師等の離職防止・復職支援 55億円
 - ・ 医療機関に勤務する女性医師・看護師等の乳幼児の保育に対する相談や保育に当たる者の紹介《新規》
 - ・ 病院内保育所の運営等に対する補助
- 勤務医の勤務状況の改善、業務負担の軽減(後掲)

医師養成数を増やし、勤務医の過重労働も改善して、医師不足問題に的確に対応

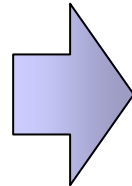
4

[現状と課題]

[21年度概算要求における主な具体的施策]

《医師養成数の増加、医師確保が困難な地域等への医師不足対策》

- 無医地区における医療の確保
 - ・ 無医地区数と対象人口
914地区、20万人(H11) → 786地区、16万人(H16)
 - ・ へき地診療所 1,070か所(H19)
- 大学の医師派遣機能の低下
 - ・ 大学病院に在籍する臨床研修医割合
73%(H15) → 46%(H20)
 - ・ 都道府県、国による医師確保困難地域への医師派遣
都道府県 385人(H18) [H19は447人予定]
国 5道県7病院(H19)



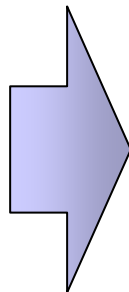
- へき地医療を担う医師等の支援 19億円
 - ・ へき地に派遣される医師の移動などに要する手当への財政的支援や医師確保困難地域への医師派遣の実施への支援《新規》
- 臨床研修病院への支援 16億円
 - ・ 医師不足問題が深刻な地域や産科・小児科・救急医療等への貢献を行う臨床研修病院等において、医師の研修派遣及び外部講師の招へいに必要な経費等を支援することにより、臨床研修の質を確保しつつ、研修医の都市集中の是正を促進《一部新規》

《医師の勤務環境の改善、医療関係職との役割分担》

- 病院勤務医の過重労働
 - ・ 病院勤務医(常勤医師)の勤務状況
 - 平均業務時間(診療、教育等の時間) 48.8時間(週)
 - 平均滞在時間(休憩、自己研修、研修時間を含む医療施設の滞在時間) 63.3時間(週)
- 女性医師割合の増加と離職の防止
 - ・ 女性医師割合 13%(H8) → 17%(H18)
(近年の医師国家試験合格者数に占める割合は約3割)
 - ・ 卒後10年目の女性医師の就業率 76%(H10～16の平均)
- 医師と医療関係職との役割分担、協働の推進
 - ・ 医師と助産師との役割分担・協働の現状

15

院内助産所 31か所(H20)
助産師外来 273か所(H20)
(産科・産婦人科を有する病院の6.3%)
助産師数 2.7万人(H18)

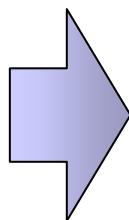


- 勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減 33億円
 - ・ 短時間正規雇用や交代勤務制・変則勤務制等の導入促進を図るため、導入する病院に対し、代替職員の雇い上げに必要な経費を支援《一部新規》
- 医師と看護師等の役割分担・協働の推進 31億円
 - ・ 医師と看護師等の役割分担と協働の推進を図るための研修を実施し、医師が本来業務に専念できる体制を構築《新規》
 - ・ 産科医の負担を軽減し、助産師がチームとして産科医等と連携して活躍できるよう、院内助産所・助産師外来開設のための研修を実施

医療リスクに対する支援体制の整備、難病に対する研究の推進

[現状]

- 医療訴訟の増加
 - ・ 医事関係訴訟事件(新受) 913件(H18)
[H8の1.6倍、民事訴訟全体の件数はH18はH8とほぼ同程度]
 - ・ 医師1,000人当たりの裁判件数(H18)
産婦人科16.8 内科 2.7 外科 5.4
- 難病患者や研究者等からの研究事業への対象疾患の追加要望
 - ・ 難治性疾患克服研究事業対象疾患数 118疾患(H9) → 123疾患(H20)



[具体的施策]

- 補償制度・医療事故における死因究明 5.3億円
 - ・ 医師等が萎縮することなく医療を行える環境を整備するため、医療事故における死亡の死因究明・再発防止を行う仕組みの検討や、出産に起因して重度脳性まひとなった者への速やかな補償を行うなど産科医療補償制度(H21.1開始予定)の円滑な運用を進める
- 難病に関する調査・研究の大幅な拡充 100億円
 - ・ 難治性疾患の診断・治療法の研究開発を促進するため、対象疾患の拡大等事業を大幅に拡充

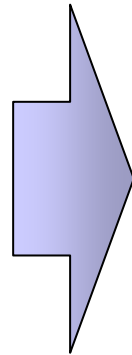
保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤の整備

[現状と課題]

[21年度概算要求における主な具体的施策]

《認定こども園、新待機児童ゼロ作戦》

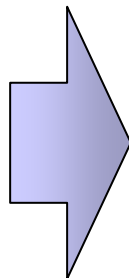
- 評価が高い一方で普及が十分でない認定こども園
 - ・ 認定数 229施設 (H20.4)
 - ・ 施設や保護者からの評価は高い一方で、会計処理や申請手続きの重複、省庁間や自治体部局間での連携等について改善を求める声 (H20認定こども園に係るアンケート調査結果)
- 解消の加速化が求められる保育所待機問題
 - ・ 待機児童数 2.5万人 (H14) → 1.8万人 (H19)
 - ・ 待機児童数の7割は0～2歳児、また、首都圏、近畿圏等の大都市部や沖縄に待機児の7割が集中
 - ・ 希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、3歳未満児の保育サービスの提供割合を20%→38%に引き上げる必要 (新待機児童ゼロ作戦によるH29年の目標)
 - ・ 家庭的保育利用児童数 12市区町村 331人 (H19)
- 質量ともに不足する放課後児童対策
 - ・ 放課後児童クラブを利用できなかった児童数 1.4万人 (H19)
 - ・ 放課後児童クラブ(小1～3)の提供割合を19% → 60%に引き上げる必要 (新待機児童ゼロ作戦によるH29年の目標)
 - ・ 放課後児童クラブ、放課後子ども教室とも未実施の小学校区割合 24.4% (H19)
 - ・ 71人以上の大規模クラブの割合 14.7% (H19)



- 認定こども園の設置促進等 78億円
 - ・ 「こども交付金」の創設による幼稚園、保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援の実施等《新規》
- 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 (次世代育成支援対策施設整備交付金215億円の中で対応)
 - ・ 待機児童数が多い市町村を中心として、定員増を伴う民間保育所の整備を重点的に支援
- 保育サービスの提供手段の多様化 64億円
 - ・ 家庭的保育(保育ママ)の大幅な拡充
 - ・ 事業所内保育施設に対する助成措置について、助成期間の延長、地域への開放の促進
- 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進 279億円
 - ・ 放課後児童クラブの受入れ児童数の集中重点的な増、大規模クラブの解消等の緊急重点整備を実施

《すべての子育て家庭への支援》

- すべての家庭を対象とした地域子育て支援基盤整備の全国的な普及
 - ・ 生後4か月までの全戸訪問事業実施市町村数 1,063市町村(全体の58.2%) (H19)
 - ・ 地域における子育て支援拠点数 4,117か所(H18)〔対中学校区比40.4%〕
 - ・ 一時預かり(一時保育)事業所数 6,304か所(H18)〔対中学校区比61.7%〕
- 虐待を受けた子どもに対する家庭的な養護の整備
 - ・ 児童養護施設の約7割が大舎(1舎20人以上)制
 - ・ 児童養護施設の小規模化実施率(H18)
 - 小規模グループケア 50.8%(284か所)
 - 地域小規模児童養護施設 21.1%(118か所)
 - ・ 里親委託率 9.4%(H18) → H21目標 15%
- 地域支援体制の確立が求められる発達障害者対策
 - ・ 発達障害者支援センター61か所(3指定都市で未整備)

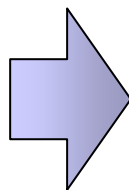


- 地域における子育て支援拠点の拡充、子育て支援事業の充実 146億円
 - ・ 子育て支援拠点の身近な場所への設置と機能拡充
 - ・ 地域の利便性の高い多様な場における一時預かりの推進《一部新規》
 - ・ 地域力を活用した子育て支援に参画する者の養成など地域子育て支援の推進
- 家庭的養護の推進など社会的養護体制等の拡充 243億円
 - ・ 児童養護施設等における小規模ケアの推進、ファミリーホームの推進や里親支援体制の充実等家庭的養護の推進
- 発達障害者の地域支援体制の確立 2.5億円
 - ・ 発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うための、個別支援計画の実施状況の調査・評価と適切な助言の実施

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

[現状と課題]

- 子育て世代の男性を中心とした長時間労働
 - ・ 週に60時間以上就労する雇用者割合(男性)(H19)
 - 30歳代 20.2% 40歳代 19.5% (全年齢 10.3%)
- 男性の低い育児の参加度合い
 - ・ 男性の育児休業取得率 1.56%(H19)
(取得したいと考えている男性労働者は約3割)
 - ・ 6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間 1日当たり(土日含む)60分(H18) → H29目標150分



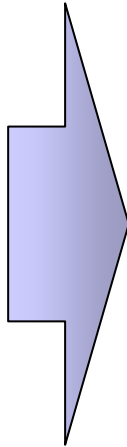
[21年度概算要求における主な具体的施策]

- 仕事と生活の調和の実現 3億円
 - ・ 業界団体による業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の策定の支援《新規》
 - ・ 企業に対する相談・助言を行う「仕事と生活の調和推進アドバイザー(仮称)」の養成《新規》

フリーター等の若者、パートや有期契約等の非正規労働者の安定した雇用・生活を実現

[現状と課題]

- 年長フリーター、30代後半の不安定就労者の増加
 - ・フリーター等の推移(H15→H19)
 - 15～24歳 119万人 → 89万人《減少》
 - 25～34歳 98万人 → 92万人
 - 35～44歳 29万人 → 38万人《増加》
 - ・フリーター数 181万人(H19)→目標:170万人(H22)
- 正社員以外の雇用者で増加する不本意な就業
 - ・正社員以外の雇用者の増加(H14→H17)
 - パート・アルバイト 1,053万人 → 1,164万人
 - 派遣社員 43万人 → 133万人
 - 契約社員・嘱託等 355万人 → 435万人
 - ・正社員として働けないからパート等で働いている者
 - パート 21.1%(H13)→23.8%(H18)
 - その他 38.0%(H13)→44.2%(H18)
- 住居のない不安定就労者等への総合的な支援の必要性
 - ・ネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者数 約5,400人(うち約2,700人が非正規労働者)
 - ・求職活動にあたっての問題点(東京)
 - 日払いでないと生活費が続かない 40.2%
 - 履歴書に書く住所がない 30.4%
 - ・住居確保に当たっての問題点(東京)
 - 入居に必要な初期費用を貯蓄できない 66.1%
 - 家賃を払い続けるための安定収入がない 37.9%



[21年度概算要求における主な具体的施策]

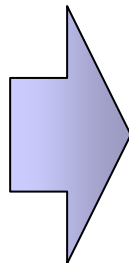
- 「フリーター等正規雇用化プラン(仮称)」の推進 226億円
 - ・年長フリーターに加えて、新たに30歳代後半の不安定就労者を対象とした、職業相談、職業紹介から職場定着に至るまでの一貫した支援の実施、トライアル雇用の活用による常用雇用化の促進
- 有期契約労働者の雇用管理改善、パートタイム労働者の均衡待遇の確保と正社員転換の促進 39億円
 - ・有期契約労働者を正社員へ転換する制度を導入した中小企業への助成に加え、フルタイム有期契約労働者に正社員と共通の処遇制度等を新たに導入した場合の助成を創設
 - ・パートタイム労働者の均衡待遇の確保・正社員転換に係る相談・援助等の拡充、短時間正社員制度について業界ごとの導入モデルの開発により導入を促進
- 住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための支援の推進 7.1億円
 - ・常用就職へ向けて就職活動を行うネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者等に対して、職業相談、職業紹介等の機能を強化するとともに、新たに職業訓練期間中の生活費の支援、民間住宅入居初期費用や常用就職資金の貸与、就職身元保証等を実施

非正規労働者、ニートの方々の安定した就職、自立生活につながる能力開発の支援

[現状と課題]

- 職業能力開発機会の正規・非正規間の格差
 - ・ 教育訓練の実施事業所割合(平成18年度調査)

	正社員	正社員以外
Off-JT	77.2%	40.9%
計画的なOJT	45.6%	18.3%
- 横ばいで推移する若年無業者(ニート)数
 - ・ 若年無業者(ニート)数の推移
42万人(H9) → 64万人(H14) → 62万人(H19)
 - ・ ニート等への支援の充実(地域若者サポートステーション)
地域若者サポートステーション数
25(H18) → 77(H20)
進路決定者割合 25.2%(H18) → 目標:30%(H22)



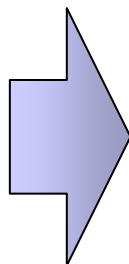
[21年度概算要求における主な具体的施策]

- 職業能力形成システム(ジョブ・カード制度)の整備・充実 **31億円**
 - ・ 参加協力企業に対する助成制度の拡充
 - ・ 職業訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度の創設
 - ・ 有期実習型訓練修了者の雇用促進を図るため、常用雇用する事業主に対して奨励金を支給
- ニート等の若者の職業的自立支援の強化 **28億円**
 - ・ 地域若者サポートステーションの設置拠点の拡充、教育機関等とのネットワーク機能の強化
 - ・ 若者自立塾の訓練メニューの多様化

派遣等で働く労働者が安心・納得して働ける労働者派遣法制の見直し等

[現状と課題]

- 労働者派遣の増加と指導監督件数の増加
 - ・ 労働者派遣事業所 2.2万(H15) → 7.0万(H19)
 - ・ 派遣労働者数 236万人(H15) → 321万人(H18)
 - ・ 違法派遣や偽装請負等での文書指導実施件数
1,002件(H15) → 6,524件(H19)
- 短期派遣労働者(雇用契約期間1か月未満)の雇用と生活の不安定
 - ・ 短期派遣労働者のうち雇用契約期間1日目の者 **84.0%**
 - ・ 35歳未満の若年者が68.8%
 - ・ 1か月の平均就労日数14日間、平均月収13.3万円
 - ・ 正社員を希望する者の割合 29.6%(男性若年者では半数以上)



[21年度概算要求における主な具体的施策]

- 労働者派遣事業の適正化 **17億円**
 - 日雇派遣の規制など労働者派遣法制の見直し(臨時国会に法案提出予定)とともに、
 - ・ 派遣元事業主等に対する厳正な指導監督や労働条件についての専門相談窓口の設置
 - ・ 派遣労働者の雇用管理改善に向けた事業主の自主的取組の支援
 - ・ ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等に対する安定就労に向けた支援の実施《新規》

(参考)21年度予算編成と並行して20年度中に対応を検討する主な事項

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

- 「安心と希望の介護ビジョン」(仮称)の策定
 - ・認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加等に対応した地域ケアの構築、介護を担う介護従事者の人材確保、施設入居者の重度化に伴う医療と介護との連携等の問題に対し、あるべき介護の姿を示す「安心と希望の介護ビジョン」を策定(20年中)
- 高年齢者雇用促進の観点からの在職老齢年金制度の見直し
 - ・働く意欲はあっても年金額が調整されるから働かないということにつながらないように仕組みの見直しを検討
 - ※ さらに、基礎年金の最低保障機能強化のあり方などの論点についても検討

2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

- 医師養成数の増加
 - ・医師養成数の過去最大程度までの増員についての具体的な方策の検討と新しい医師養成の在り方に関する検討の実施(平成20年度中に結論を得る)
- 医療安全調査委員会設置法案(仮称)の国会提出
 - ・医療死亡事故の原因究明、再発防止を行う仕組み(医療安全調査委員会(仮称))の構築

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

- 認定こども園の制度改革
 - ・地方公共団体、利用者等の関係者の意見を踏まえ、認定こども園の制度改革に向けて検討(平成20年度中に結論を得る)
- 育児・介護休業法の見直し
 - ・育児期の短時間勤務制度の強化、男性の育児休業取得の促進等について育児・介護休業法の見直しを検討

4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

- 労働者派遣法制の見直し
 - ・日雇派遣の規制など派遣労働者の待遇の改善を図るための労働者派遣法制の見直しを検討(臨時国会への法案提出予定)

5 厚生労働行政に対する信頼の回復

- 「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」(内閣官房)の開催
 - ・国民生活に身近な厚生労働行政について、国民の目線に立った行政を推進し、国民の理解を得、信頼を回復するため、内閣官房において「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」を開催し、厚生労働行政全般を総点検し、その在り方を検討し、再構築を図る。

主 な 施 策

○ 「新雇用戦略」の推進

○ 高齢者医療制度の見直しなど
持続可能で安心できる医療保険制度の構築

○ 持続可能で安心できる年金制度の構築

○ 新型インフルエンザ対策の推進

「新雇用戦略」の推進

■関連予算

7, 101億円（6, 028億円）

■施策の方向性

働く意欲を持つ全ての人の就業を実現するため、誰もが能力を十分に発揮できる「全員参加の社会」の実現を目指し、ニーズに応じたきめ細かな支援施策の展開、「安定した雇用・生活の実現」、「安心・納得して働くことのできる環境整備」に取り組む。

（1）働く意欲を有するすべての人たちの就業の実現

1. 若者の自立の実現-3年間で100万人の正規雇用化- 334億円
年長フリーター、30代後半の不安定就労者を重点に職業相談、職業紹介から職場定着に至るまでの一貫した支援等の集中的な実施 等
2. 女性の就業希望の実現-3年間で最大20万人の就業増- 4,334億円
マザーズハローワーク事業の拠点の拡充・子育て支援ネットワークの強化、中小企業の一般事業主行動計画の策定支援、ポジティブ・アクションの取組の推進 等
3. いくつになっても働ける社会の実現-3年間で100万人の就業増- 623億円
65歳以上の雇入れや試行的雇用を行う企業に対する支援の創設 等
4. 「福祉から雇用へ」推進5か年計画の推進 296億円
初めて障害者を雇用する等の中小企業への重点的支援 等
5. ジョブ・カード制度の整備・充実 217億円
訓練期間中の経済的支援の拡充、制度の普及促進に向けた取組の強化 等

(2) 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1. 安心・納得して自らの働き方を選択できる環境整備** 90億円
有期契約労働者に正社員と共通の処遇制度等を導入した中小企業に対する助成の創設 等
- 2. 仕事と生活の調和の実現** 278億円
業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の策定の支援、「仕事と生活の調和推進アドバイザー（仮称）」の養成 等
- 3. 労働災害の減少を図るための安全衛生対策等の促進** 103億円
重篤な労働災害を防止するための「危険性・有害性等の調査等」の実施の促進 等
- 4. 地域における雇用機会の確保と中小企業支援の充実** 929億円
地方公共団体と一体となった「ふるさとハローワーク事業（仮称）」の創設、中小企業の雇用維持努力に対する助成金の創設 等
- 5. 「働く人を大切にする社会」を実現するための基盤整備等** 107億円
労働問題に関するワンストップ相談体制の整備 等

高齢者医療制度の見直しなど持続可能で安心できる医療保険制度の構築

■関連予算

8兆9,718億円(8兆6,007億円)

※ 「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」(平成20年6月12日政府・与党決定)に基づく経費については、予算編成過程で検討する。

■施策の方向性

医療保険制度については、高齢者医療制度の円滑な運営等により、安定的で持続可能な制度の運営を確保する。また、医療の効率的な提供のため、レセプトのオンライン請求の普及促進等を行う。

1. 長寿医療制度の見直し

長寿医療制度の円滑な運営のため、「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」(平成20年6月12日政府・与党決定)に基づき、所得の低い方の保険料負担の更なる軽減等を行うこととし、その経費については、予算編成過程において検討する。

2. 長寿医療制度、国民健康保険等に係る医療費国庫負担

8兆9,124億円

各医療保険制度に係る国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

3. 医療費適正化に関する施策の推進

568億円

医療保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導への助成を行う。また、医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う整備費用の助成を行う。

4. レセプト・オンライン化の推進

26億円

レセプトのオンライン化を進めるとともに、医療サービスの質の向上等を図るため、レセプトを用いた医療費等の分析を行うための体制整備を行う。

持続可能で安心できる年金制度の構築

(1) 年金国庫負担率の引き上げ

■施策の方向性

年金制度については、持続可能で安心できる制度を構築するため、基礎年金国庫負担割合の2分の1の実現を図る。

※ 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに係る経費の平成21年度における取扱いについては、「基本方針2008」に基づく税体系の抜本的な改革と併せて予算編成過程において検討する。

(2) 年金記録問題への対応

■施策の方向性

年金記録の管理等に対する国民の皆様の不信感を払拭するため、引き続き徹底的かつ迅速に対策を進める。

※ 「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日政府・与党合意）に基づく年金記録問題への対応に係る経費の取扱いについては、財政に係る合理化のための努力と併せて今後の予算編成過程において検討する。

新型インフルエンザ対策の推進

■関連予算

598億円(63億円)

■施策の方向性

新型インフルエンザが発生した場合に、そのまん延を迅速に防止し、国民生活への影響を最小限に抑えるため、医療提供体制の整備や検疫体制の強化、医薬品の備蓄と研究開発を推進する。

1. 地域における医療提供体制の整備の推進

48億円

人工呼吸器等の整備、医療機関や保健所等が連携するための協議会の設置、医療従事者に対する訓練・研修や地域住民向けの説明会等を実施する。

2. 検疫体制の強化

4.6億円

検疫所による水際対策強化のため、発熱者の発見や検査等を迅速に行うための機器等を整備する。

3. 医薬品の備蓄と研究開発の推進

482億円

抗インフルエンザウイルス薬（タミフル、リレンザ）等の備蓄を進めるとともに、パンデミックワクチン（新型インフルエンザが発生した場合に、そのウイルスを基に製造されるワクチン）の早期確保を図るため研究開発等を推進する。